

都市・地域計画 Urban and Regional Planning

【学年】4年前期

【担当】岩倉成志（いわくら・せいじ）

【内容】

題目	回数	内容
ガイダンス	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体ガイダンス</li> <li>・国土計画 / 地域計画 / 都市計画の目的と機能</li> </ul>
総説	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の役割と策定手順</li> <li>・主な計画の紹介：全国総合開発計画 / 首都圏整備計画 / 自治体のマスタープラン（基本計画）</li> </ul>
都市計画の調査と立案	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画基礎調査の調査項目</li> <li>・マスタープランの立案</li> <li>・市街地整備プログラム</li> </ul>
土地利用	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用計画</li> <li>・土地利用規制</li> <li>（各自で都市計画図（用途地域図）を購入しておくこと）</li> </ul>
都市施設	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通施設</li> <li>・都市環境施設</li> <li>・公園</li> </ul>
都市開発	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・市街地再開発事業</li> <li>・その他の市街地開発事業</li> </ul>
環境・防災	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題と都市計画</li> <li>・安全市街地形成土地区画整理事業、密集市街地における防災街区の整備促進法など</li> </ul>
都市の歴史	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーロッパを中心とした都市の歴史（ギリシア、ポンペイ、レッチワースなど）</li> <li>・東京の都市計画史</li> </ul>
都市デザインの技法	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市デザインのための様々な具体的技法、事例の紹介</li> <li>（都市デザインのプロによる特別講義を予定）</li> </ul>

【講義で使用する資料】

- ・都市計画のあらし 平成12年度版（東京都庁舎3Fの都民情報ルームで購入すること）
- ・自分の住んでいる街や良く知っている街の市区町村役所で都市計画図を入手しておくこと。

## 第1回 国土計画 / 地域計画 / 都市計画の目的と機能

### 1. 国土計画 / 地域計画 / 都市計画の定義

- ・ 国土計画 / 地域計画の定義：国土のある一定の圏域において望ましい将来像を描き、これを実現するための体系化、総合化された施策群を中心とする過程を明らかにする計画
- ・ 国土計画と地域計画の違い 必ずしも明確にされていない。

国土計画：計画の対象範囲が全国を対象とするもの（土木工学ハンドブックより）

地域計画：全国以下の一定の地域を対象とするもの（土木工学ハンドブックより）

- ・ 都市計画の定義：都市における生産、居住、交通などの諸活動を定められた目標まで高めるため、道路、鉄道、港湾、公園、上下水道、建築物などの施設の内容、規模、配置を総合的に計画すること、およびその計画を実現するための手段、方法。

都市計画法はこのような都市計画を法制上で担保するための基本となる法律。

都市計画法第4条第1項：「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画」と定義。

### 2. 国土計画 / 地域計画 / 都市計画の目的

- ・ 国土計画（地域計画）の目的：「地域の望ましい将来像とこれを実現する過程を明らかにすること。

（代表例）国土総合開発法では、「国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図ること」とされている。

（代表例）全国総合開発計画の目標は、地域の望ましい将来像として「国土の均衡ある発展を実現すること」を掲げている。

- ・ 都市計画の目的： 都市計画区域における一体的総合的な土地利用計画の確立  
規制と誘導を通じて計画的な土地利用を促す  
都市計画施設用地の確保と都市計画事業の円滑な推進

都市計画法（都市計画法令要覧平成10年度版；建設省都市局都市計画課監修） 平成12年4月1日改正

第一条（目的） この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条（都市計画の理念） 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

第三条（国、地方公共団体及び住民の責務）

1 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行う措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

第四条（定義） この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画（以下略）

# 総説

## 第2回

- ・主な基本計画の紹介:全総、首都圏基本計画、自治体M/P
- ・都市計画の役割と策定手順

### 国土計画／首都圏整備計画／都道府県M/Pの紹介

国土計画

→ 全国総合開発計画

根拠法: 国土総合開発法(1950年)

国が全国の区域について定める開発計画。国民活動の基礎をなす国土の総合的な利用、開発、保全について基本的な方向を示す計画

→ 国土利用計画

根拠法: 国土利用計画法(1974年)

総合的かつ計画的な国土利用を確保するために、国、都道府県、市町村の各レベルで作成される計画のうち、国が全国の区域について定めるもの。

新しい全国総合開発計画

21世紀の国土のグランドデザイン

—地域の自立の促進と美しい国土の創造—

平成10年3月

5全総に関するHPは下記

[http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/granddesign/granddesign\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/granddesign/granddesign_.html)

## 全国総合開発計画の変遷

	全総	新全総	三全総	四全総	21世紀の国土の グランドデザイン
制定時期 (閣議決定)	1962年	1969年	1977年	1987年	1998年3月
目標年次	1970年	1985年	概ね10年後	概ね2000年	2010-2015年
策定時の内閣	池田内閣	佐藤内閣	福田内閣	中曽根内閣	橋本内閣
背景	①高度経済成長への移行 ②過大都市問題、所得格差の拡大 ③所得倍増計画(太平洋ベルト地帯構想)	①高度経済成長 ②人口、産業の大都市集中 ③情報化、国際化、技術革新の進展	①安定経済成長 ②人口、産業の地方分散の兆し ③国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	①人口、諸機能の東京一極集中 ②産業構造の急激な変化→地方圏での雇用問題 ③本格的国際化の進展	①地球時代(環境、大競争、アジア交流) ②人口減少、高齢化時代 ③高度情報化時代
基本目標	地域間の均衡ある発展	豊かな環境の創造	人間居住の総合的環境の整備	多極分散型国土の構築	多軸型国土構造形成の基礎づくり
開発方式	拠点開発構想	大規模プロジェクト構想	定住構想	交流ネットワーク構想	参加と連携
投資規模		約130-170兆円(1965年価格)	約370兆円(1975年価格)	約1000兆円(1980年価格)	投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を提示

## 首都圏基本計画

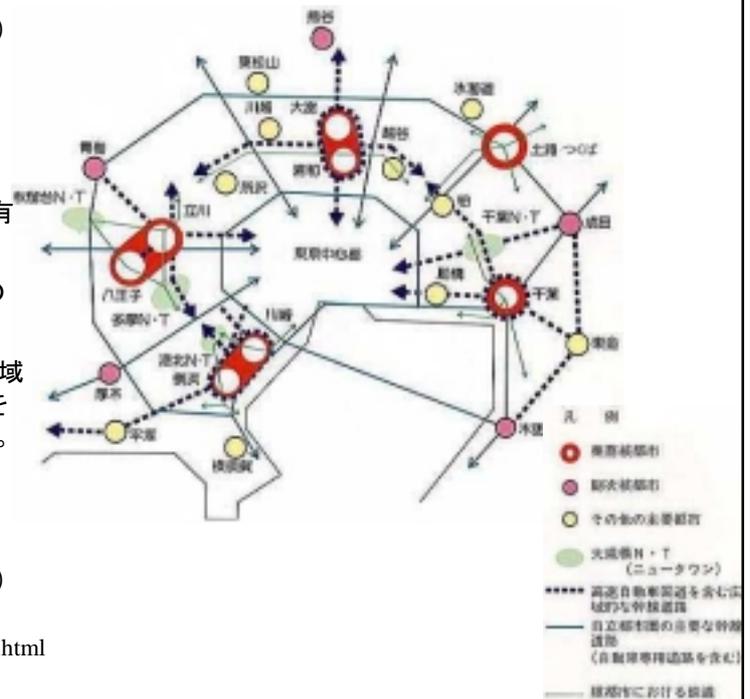
### 大都市圏計画の体系

	基本計画等	整備計画等	事業計画等
首都圏	首都圏基本計画 第5次(1999)	整備計画	事業計画
近畿圏	近畿圏基本整備計画 第5次(2000)	建設計画	事業計画
中部圏	中部圏基本開発整備計画 第4次(2000)	建設計画	事業計画
	概ね10年または15年 人口規模、土地利用その他整備計画の基本事項、根幹的施設の整備に関する事項を定める。	概ね5年 政策区域ごとに人口、産業、土地利用、施設整備等の大綱を定める	毎年度 整備計画の実施のため必要な毎年度の事業を定める。

首都圏基本計画(第4次 1986年制定)

地域整備の方向

- ①一極集中の是正し、複数の核と圏域を有する多核多圏域型の地域構造を形成
- ②周辺地域においては地域相互の連携の強化と地域の自立性の向上を目指す
- ③上記整備を推進して首都圏の適切な地域構造を形成するとともに地域相互の交流を促進するため交通通信体系の整備を行う。



首都圏基本計画(第5次 1999年制定)

[http://www.nla.go.jp/daikei/vision/5th\\_s\\_k/k-top.html](http://www.nla.go.jp/daikei/vision/5th_s_k/k-top.html)

基本計画(マスタープラン)の策定(2000年時点)

自治体のマスタープラン

自治体名	マスタープラン名称	目標年次
東京都	東京都2015年長期展望	2015年
神奈川県	かながわ都市マスタープラン	2015年
横浜市	ゆめはま2010プラン	2010年
川崎市	川崎新時代2010プラン	2010年
千葉県	ちば新時代5カ年計画	2000年 (基本方向は2010年を目処)
千葉市	千葉市総合基本計画	2000年
埼玉県	埼玉県5カ年計画	2010年
茨城県	茨城県長期総合計画	2005年

